

令和2年度

第3回 香川県公共事業評価委員会

令和3年2月9日

目 次

| | |
|--------------------|----|
| ○ 議事次第 | 1 |
| ○ 委員会委員名簿 | 2 |
| ○ 香川県公共事業評価実施要領 | 3 |
| ○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱 | 6 |
| ○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領 | 8 |
| ○ 再評価対象事業位置図 | 10 |
| ○ 再評価対象事業総括表 | 11 |
| ○ 新規事業採択時評価対象事業総括表 | 13 |
| ○ 事後評価対象計画総括表 | 14 |

【再評価別添資料】

| | |
|----------------------|------|
| ○ 再評価の視点と対応方針決定の考え方 | 資料－1 |
| ○ 河川総合開発事業 椋川ダム | 資料－2 |
| ○ 水道水源開発等施設整備事業 椋川ダム | 資料－3 |
| ○ 再評価実施要領 | 資料－4 |

【河川整備計画別途資料】

| | |
|-----------------|------|
| ○ 河川整備計画の変更について | 資料－5 |
|-----------------|------|

令和2年度 第3回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第

日 時：令和3年2月9日（火） 13：30～

場 所：香川県広域水道企業団 6階 601会議室

1 開 会

2 再評価の詳細審議

○ 河川総合開発事業 椋川ダム

○ 水道水源開発等施設整備事業 椋川ダム

3 そ の 他

4 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和3年2月現在)

| | |
|-------------------|-------|
| 香川大学 名誉教授 | 井原 健雄 |
| 香川大学 名誉教授 | 白木 渡 |
| (株) 人間科学研究所 所長 | 池田 弘子 |
| 佐藤好美建築工房 主宰 | 佐藤 好美 |
| (一社) 香川経済同友会 専務理事 | 大谷 誠一 |
| 香川大学創造工学部 教授 | 角道 弘文 |
| 香川大学創造工学部 教授 | 末永 慶寛 |

以上 7 委員 (敬称略・順不同)

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正

香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

令和2年度 事業評価【再評価】対象事業位置図

○数字は評価対象番号

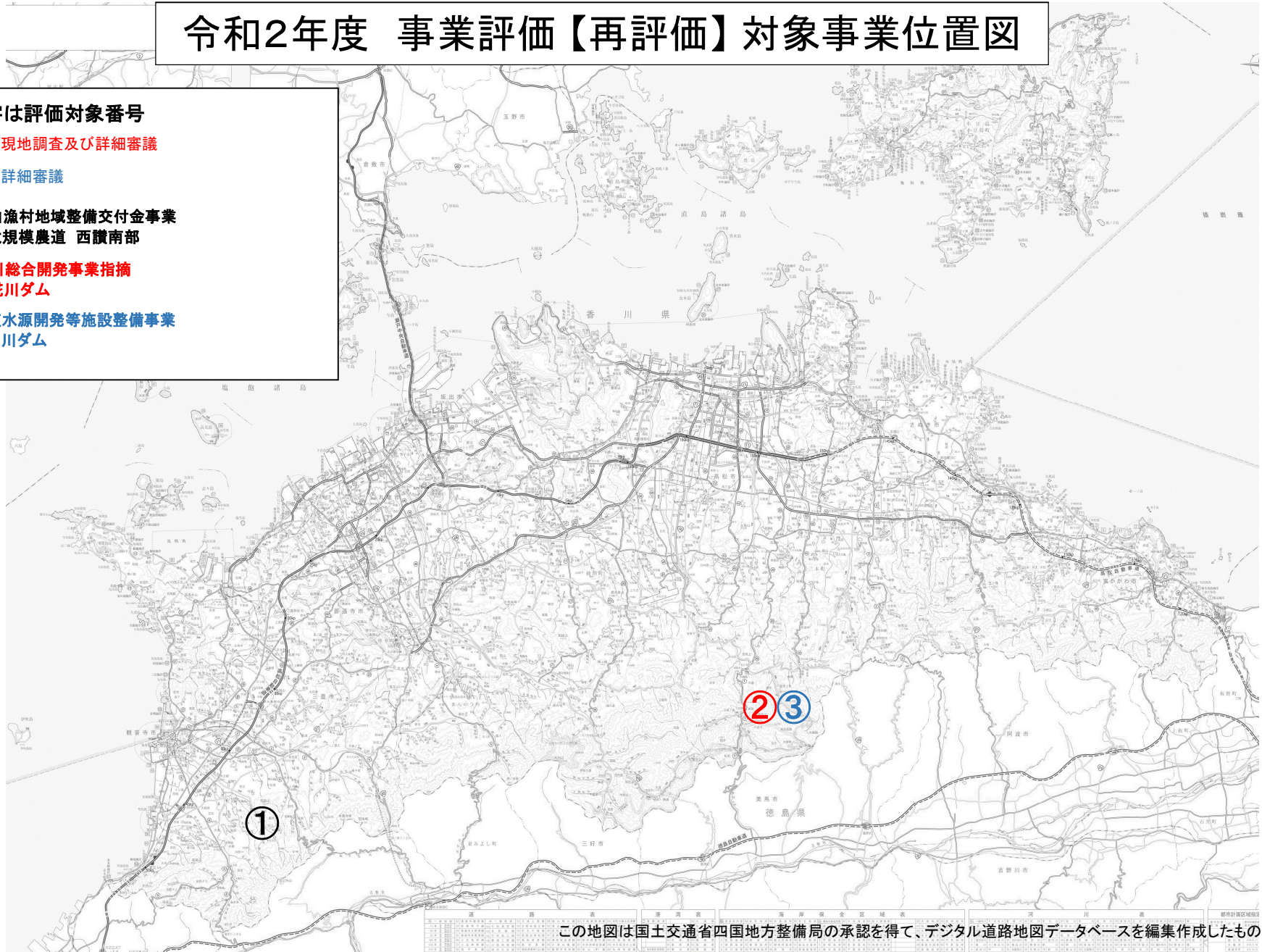
赤字:現地調査及び詳細審議

青地:詳細審議

①農山漁村地域整備交付金事業
大規模農道 西讃南部

②河川総合開発事業指摘
栴川ダム

③水道水源開発等施設整備事業
栴川ダム



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和2年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

令和3年2月現在

| 評価対象番号 | 事業名 | 道路・河川名等 | 事業主体 | 工事箇所 | 着手年度 | 事業完了予定年度 | 再評価基準 | | 対応方針(案) | 前回抽出の有無* | 摘要 |
|---------------|---------------|-----------|------------|---------|-----------|----------|---------------|----|---------|----------|----------------|
| | | | | | | | 年数 | 区分 | | | |
| 1 | 農山漁村地域整備交付金事業 | 大規模農道西讃南部 | 香川県 | 観音寺市三豊市 | H10(1998) | R8(2026) | 再評価後5年 | D | 継続 | ● | H27再評価(2015年度) |
| 2 | 河川総合開発事業 | 椋川ダム | 香川県 | 高松市 | H8(1996) | R3(2021) | 事業進捗による計画の見直し | E | 継続 | ● | R1再評価(2019年度) |
| 3 | 水道水源開発等施設整備事業 | 椋川ダム | 香川県広域水道企業団 | 高松市 | H8(1996) | R3(2021) | 事業進捗による計画の見直し | E | 継続 | ● | R1再評価(2019年度) |
| 総計 3事業 | | | | | | | | | | | |

■対応方針(案) 継続 3事業

※○: 抽出審議
 ※●: 抽出審議+現場調

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1)}の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

■: 現地調査+詳細審議

■: 現地調査+詳細審議

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和2年度 事業評価【再評価】対象事業総括表(詳細)

令和3年2月現在

| 評価対象番号 | 事業名 | 道路・河川名等 | 事業主体 | 工事箇所 | 着手年度 | 事業完了予定年度 | 総事業費(百万円) | 元年度まで執行事業費(百万円) | 進捗率 | 残事業費(百万円) | 事業の必要性等 | 事業が長期化している理由 | 再評価基準 | | 対応方針(案) | 摘要 |
|--------|---------------|-----------|------------|---------|-----------|----------|---------------|-----------------|---|------------|---|---|---------------|----|---------|----------------|
| | | | | | | | | | | | | | 年数 | 区分 | | |
| 1 | 農山漁村地域整備交付金事業 | 大規模農道西讃南部 | 香川県 | 観音寺市三豊市 | H10(1998) | R8(2026) | 9,279 | 7,879 | 用地99%(延長ベース) 道路87%(延長ベース) | 1,400 | 本路線は、県下屈指の農業地帯である三豊平野南部の農業生産団地を通過しており、基幹農道の整備を行うことにより農畜産物の集出荷から加工・流通までを組織化し、京阪神市場への物流の効率化・高速化による農業振興を図るとともに、農村地域の生活環境の改善の観点からも早期完成が望まれている。また、今後予想される大規模災害時の緊急輸送路や避難路としての活用も見込まれる。 | 県道や市道などの主要道路と接続した「重点整備区間」を設定し、工事費の重点配分を行いながら工事を進め、順次供用を開始し、部分的な事業効果の早期発現を図るなど、限られた予算を効果的に執行するよう努めてはいるが、国・県及び市の厳しい財政事情により大幅な事業費の確保が困難な状況となっており、事業が長期化している。 | 再評価後5年 | D | 継続 | H27再評価(2015年度) |
| 2 | 河川総合開発事業 | 椋川ダム | 香川県 | 高松市 | H8(1996) | R3(2021) | 46,300 | 40,266 | 事業費約87%(事業費ベース) ダム本体工事約85%(工事費ベース) 付替道路工事約98%(工事着手率) 用地100%(面積ベース) | 6,034 | 下流の香東川沿川では、過去に度重なる洪水被害や渇水被害を受けており、早期にダムの洪水調節による治水対策及び水源確保が必要のため。 | ダム事業は事業規模が大きく、事業完了までに多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。 | 事業進捗による計画の見直し | E | 継続 | R1再評価(2019年度) |
| 3 | 水道水源開発等施設整備事業 | 椋川ダム | 香川県広域水道企業団 | 高松市 | H8(1996) | R3(2021) | 7,454(46,300) | 6,483(40,266) | 87%(負担金ベース) | 971(6,034) | 香川用水を水源とする旧香川県水道用水供給事業への依存度が全体の60%を占めているが、近年香川用水の渇水が頻繁に発生しており、安定給水のためには自己処理水源を充実する必要がある。 | ダム事業は事業規模が大きく、事業完了までに多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。 | 事業進捗による計画の見直し | E | 継続 | R1再評価(2019年度) |
| 総計 3事業 | | | | | | | | | | | | | | | | |

■対応方針(案) 継続 3事業

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1)}の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

黄色 : 現地調査+詳細審議

青 : 詳細審議

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和2年度 事業評価【新規事業採択時評価】対象事業総括表

令和3年2月現在

| 評価対象番号 | 事業名 | 〔路・河川名〕 | 事業主体 | 工事箇所 | 着手年度 | 事業完了予定年度 | 総事業費(百万円) | 事業の必要性等 | 対応方針(案) | 摘要 | 備考 |
|----------|-------------------------------|--------------|------|---------|-----------|-----------|-----------|--|---------|----|---------------|
| 1 | 事業間連携砂防事業 | 塚原川 | 香川県 | さぬき市長尾西 | 2021年(R3) | 2022年(R4) | 200 | 本溪流は、保全対象として県道志度山川線(第3次緊急輸送路)130m、要配慮者利用施設及び人家12戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | | 河川砂防課【資料20参照】 |
| 2 | 事業間連携砂防事業 | 枇杷の木谷川 | 香川県 | 高松市塩江町 | 2021年(R3) | 2025年(R7) | 420 | 本溪流は、保全対象として国道193線(第1次緊急輸送路)80m及び人家20戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | | 河川砂防課【資料21参照】 |
| 3 | 事業間連携砂防事業 | 西川 | 香川県 | 善通寺市大麻町 | 2021年(R3) | 2024年(R6) | 320 | 本溪流は、保全対象として県道岡田善通寺線360m、要配慮者利用施設及び人家20戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | | 河川砂防課【資料22参照】 |
| 4 | 事業間連携砂防事業 | 宮の尾川 | 香川県 | 三豊市三野町 | 2021年(R3) | 2025年(R7) | 360 | 本溪流は、保全対象として県道丸亀詫間豊浜線(第2次緊急輸送路)260m、JR予讃線280m及び人家24戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | | 河川砂防課【資料23参照】 |
| 5 | 観音寺スマートインターチェンジ(仮称)アクセス道路整備事業 | 市道駅池連絡1号線外1線 | 観音寺市 | 観音寺市 | 2021年(R3) | 2025年(R7) | 540 | 利便性向上や緊急医療、防災の観点から観音寺スマートIC(仮称)が設置される。SIC本体はNEXCO西日本が整備を行うが、SIC本体へのアクセス道路の整備は地方自治体が行うこととなっている。そのため、SIC本体と既設市道を結ぶ1次アクセス道路の新設整備が必要である。 | 実施 | | 観音寺市【資料24参照】 |
| 審議対象 5事業 | | | | | | | | | | | |

令和2年度【事後評価】対象計画 総括表

令和3年2月

| 番号 | 計画の名称 | 計画の目標 | 事業主体 | 全体事業費 (百万円) | 要素事業の概要 | 事業実施箇所 | 計画期間 | | R2以降 継続計画 策定予定 | 概要 | 備考 |
|----|---|---|--------------|----------------|---|--------------|----------|----------|----------------------|----|------------------|
| | | | | | | | 着手 年度 | 完了 年度 | | | |
| 1 | 社会資本総合整備計画 高速道路IC等へのアクセス向上による地域活性化支援 | 高速道路IC、鉄道新駅、工業団地へのアクセス道路の整備を行い、利用者の移動の利便性を図る。 | 香川県 | 7,366 | ・バイパス:3事業 ・現道拡幅:1事業 ・交差点改良:1事業 | 高松市 他3市町 | H28 | R02 | 有 | | 道路課 【資料2参照】 |
| 2 | 社会資本総合整備計画 総合的な浸水対策の推進(防災・安全)緊急対策 | 集中豪雨の多発や住宅化の進展に伴う被害リスクの増大に対し、流域が一体となって総合的な浸水対策を実施することにより、水害に強い県を作るとともに、安全安心な県民生活の確保を図る。 | 香川県 | 7,172 | ・河川事業(河川改修) 10河川 ・河川事業(地震高潮対策事業) 1河川 ・ダム事業 3ダム ・道路事業 1事業(橋梁) | 県内一円 | H28 | R02 | 有 | | 河川砂防課 【資料3参照】 |
| 3 | 社会資本総合整備計画 総合的な土砂災害対策の推進(防災・安全)(重点) | 人命と財産を守るための砂防施設等の整備(安心・安全の向上) | 香川県 | 4,520 | ・砂防事業 41箇所 ・急傾斜地崩壊対策事業 1箇所 ・総合流域防災事業 | 県内一円 | H28 | R02 | 有 | | 河川砂防課 【資料4参照】 |
| 4 | 社会資本総合整備計画 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進(防災・安全) | 土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれのある区域等を明らかにすることで、県民の安心・安全な生活の確保を図る。 | 香川県 | 100 | 急傾斜地:142箇所 土石流:101箇所 地すべり:7箇所 | 県内一円 | H28 | R02 | 有 | | 河川砂防課 【資料5参照】 |
| 5 | 社会資本総合整備計画 香川県沿岸地域における地震・津波に強い海岸づくり(防災・安全) | 南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、社会資本の事前防災・減災対策や老朽化対策等を総合的に実施し、地域の安全の確保及び復興の広域拠点となるための施設を守る。 | 香川県 | 5,923 | ・地震津波対策事業:18箇所 ・老朽化対策緊急事業:8箇所 ・浸食対策事業:1箇所 | 県内一円 | H28 | R02 | 有 | | 港湾課 【資料6参照】 |
| 6 | 社会資本総合整備計画 坂出市における防災・減災対策の推進(防災・安全) | 南海トラフ地震又はその他の大規模地震が想定されている地域における津波等による背後地の浸水面積の低減(防災・安全) | 坂出市 | 332 | ・地震津波対策事業:1箇所 ・長寿命化計画作成:2港 | 坂出市 | H28 | R02 | 有 | | 坂出市 【資料7参照】 |
| 7 | 社会資本総合整備計画 安全で安心な都市公園づくり(防災・安全) | 都市公園の防災対策の実施などにより、安全で安心な都市公園づくりの推進を図る。 | 高松市 | 40 | ・玉藻公園における防災対策:2箇所 | 高松市 | H30 | R01 | 無 | | 高松市 【資料8参照】 |
| 8 | 社会資本総合整備計画 瀬戸内海の水環境を保全する安全・安心な地域づくり | 生活環境の改善や、公衆衛生を向上させることにより、地域の安全・安心を創出するとともに、瀬戸内海をはじめとした公共用水域の水環境を保全する。 | 香川県 他13市町 | 4,483 | ・汚水管渠の新設 ・処理場の新設および設備の増設 ・下水道整備計画策定 など | 香川県 他13市町 | H27 | R01 | 無 | | 下水道課 【資料9参照】 |
| 9 | 社会資本総合整備計画 南海トラフ巨大地震に備えた下水道施設の地震対策の推進 | 南海トラフ巨大地震などの大災害に備え、被害時においても、最低限の機能確保ができるよう地震対策を実施し、住民及び公衆衛生の安全安心な地域づくりを実現する。 | 香川県 | 230 | ・管渠の耐震化の実施 ・流域下水道の2処理場の管理棟耐震化の実施 | 県内一円 | H28 | R02 | 無 | | 下水道課 【資料10参照】 |
| 10 | 社会資本総合整備計画 丸亀市における浄化センター再構築による安全安心な下水道づくり | 丸亀市浄化センターの再構築により下水道施設の安定を図り、地域の安全・安心を創出するとともに、瀬戸内海をはじめとした公共用水域の水環境を保全する。 | 丸亀市 | 8,038 | ・浄化センター再構築事業:基本設計、用地取得、実施設計、再構築工事 ・管渠新設:5.3km | 丸亀市 | H28 | R02 | 有 | | 丸亀市 【資料11参照】 |
| 11 | 地域再生計画 豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくり | 三木町は、豊かな自然と流通の利便性を活かした第1次産業が基幹産業であり、水稻のほか特産品であるイチゴなど多彩な農産物が生産されている。しかし、本町の汚水処理施設整備は著しく立ち遅れており、産業と生活を支えてきた河川等の水質悪化が懸念されている。このため、汚水処理施設の整備による生活環境の向上及び豊かな自然環境の保全是町の最重要課題であり、併せて農業の持続的発展、安心して子育てできる環境整備を推進することにより、町全体の総合的な再生を図り、豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくりを目指す。 | 三木町 | 6,103 | ・公共下水道事業(汚水処理施設):1施設 ・公共下水道事業(管路施設):10,200m ・農業集落排水事業(管路施設):18,857m | 三木町 | H26 | R01 | 無 | | 三木町 【資料12参照】 |

令和2年度【事後評価】対象計画 総括表

令和3年2月

| 番号 | 計画の名称 | 計画の目標 | 事業主体 | 全 体 事業費 (百万円) | 要素事業の概要 | 事業 実施 箇所 | 計画期間 | | R2以降 継続計画 策定予定 | 概要 | 備 考 |
|-----------------------|--|---|--------------|---------------|--|--------------|-------|-------|----------------|--------------------|-----|
| | | | | | | | 着手 年度 | 完了 年度 | | | |
| 12 | 社会資本総合整備計画 香川県における安全・安心・快適な住まいづくり、まちづくりの実現(第2期) | 人口が減少に転じ、高齢化率、空き家率ともに全国平均を大きく上回っている状況にある中、地域の防災、衛生、景観等への悪影響を未然に防ぐため、空き家の有効活用や老朽化して危険な空き家の除却をはじめとした空き家対策を促進することにより住環境の向上を図る。また、公営住宅等の既存ストックの改修による居住性及びバリアフリー性の向上、更には、予防保全的な維持管理を推進することにより、 <u>ストックの長寿命化を図る。</u> | 香川県 他15市町 | 3,815 | ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・住宅改良事業等 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・効果促進事業 空き家対策支援事業ほか | 香川県 他15市町 | H28 | R02 | 有 | 住宅課 【資料13参照】 | |
| 13 | 社会資本総合整備計画 香川県における住宅・建築物の安全性の向上(第2期)(防災・安全) | 近い将来に発生が危惧されている南海トラフ地震に備えるため、公営住宅等の既存ストックの改善や既存不適格建築物及び民間住宅の耐震化、狭あい道路の解消等を行い、 <u>安全で安心なまちづくり、住まいづくりの実現を図る。</u> | 香川県 他17市町 | 4,058 | ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅地区改良事業等 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・効果促進事業 民間住宅耐震対策支援事業ほか | 香川県 他17市町 | H28 | R02 | 有 | 住宅課 【資料14参照】 | |
| 14 | 社会資本総合整備計画 高松市における市営住宅等の住環境整備(第2期) | ・市営住宅の約4分の3の住戸が耐用年数の半分を経過しストックの老朽化・陳腐化が進む中、ストックの長寿命化を図るため、早期修繕や計画的・効率的な施設等の更新を行い、 <u>住宅困窮者、高齢者、身体障がい者、子育て世帯等が安心して暮らせる居住環境を供給する。</u> ・人口の減少や高齢化等に伴い空家が増加する中、適切な管理が行われていない危険空き家が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにするためには、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進する必要がある、その方策として危険空き家の除却を実施することで、 <u>地域住民の生活環境の向上を図る。</u> ・中心市街地活性化基本計画エリア内において、再開発事業等により都市機能の更新、魅力ある都市空間や住環境等の整備を、地元まちづくり活動との連携のもと推進し、 <u>快適で魅力ある中心市街地の再生を目指す。</u> | 高松市 | 3,229 | ・高松市大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業 ・常葉町地区優良建築物等整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・住宅地区改良事業等 ・地域住宅政策推進事業(市営住宅除却工事、住生活基本計画(仮称)策定業務委託) ・空家再生等推進事業 ・効果促進事業 住宅地区改良事業等(市営住宅建替に伴う仮住居費) | 高松市 | H28 | R02 | 有 | 高松市 【資料15参照】 | |
| 15 | 農山漁村地域整備計画 香川の森林を守り育て活かすプラン | ・荒廃森林の復旧・整備や、施業の集約化・高効率作業による森林所有者の負担の少ない林業生産活動とおした森林の適正管理により、森林の公益的機能の維持増進を図り、山崩れなどの山地災害から生命・財産を保全することによって、 <u>県民の安全で安心な生活を確保する。</u> ・高性能林業機械の導入促進を図るための林道・作業道の基盤整備を行うことにより、木材の素材生産の効率化を図る仕組みづくりを進め、 <u>県産材のより一層の利用拡大による森林整備を促進するとともに、間伐材を計画的・安定的に生産する体制を構築することにより、持続可能な循環型社会の創造に寄与し、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る。</u> | 香川県 | 2,400 | 治山事業 ・谷止工等:28箇所 ・山腹工:1箇所 ・落石防護工:1箇所 森林整備事業 ・林道開設:4路線 ・林道改良:3路線 ・点検診断・保全整備:91箇所 | 県内一円 | H27 | R01 | 有 | みどり整備課 【資料16参照】 | |
| 16 | 農山漁村地域整備計画 さぬきの土と水と農村づくりプラン(Ⅱ期) | 農業従事者の減少や、高齢化、さらには厳しい農業情勢の中、農家の生産意欲が低下していることから、 <u>ため池整備のほか、農地・農道・用排水路などの生産基盤や、農村の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより、農業経営の安定と地域の活性化を推進する。</u> | 香川県 | 5,386 | ・中山間総合整備 5地区 ・農道整備 1地区 ・農業集落排水 6地区 ・海岸長寿命化計画策定 1地区 ・農地整備実施計画策定 11地区 | 県内一円 | H27 | R01 | 有 | 農村整備課 【資料17参照】 | |
| 17 | 農山漁村地域整備計画 香川県三豊海域における水域環境保全と水産資源の持続・増大のための漁場整備計画 | <u>水域環境保全と水産資源の維持・増大と漁業の生産性向上のための基盤整備を推進する。</u> | 香川県 | 371 | 増殖場整備 整備面積 5.1ha ・粟島工区 1.7ha ・詫間工区 1.7ha ・仁尾工区 1.7ha モニタリング調査一式 | 県内一円 | H24 | R01 | 無 | 水産課 【資料18参照】 | |
| 社会資本総合整備計画等 審議対象 17計画 | | | | | | | | | | | |